

真庭市地域公共交通計画等策定支援業務仕様書

1. 業務名

真庭市地域公共交通計画等策定支援業務（以下、「本業務」という。）

2. 業務の目的

本業務では、公共交通の現状、地域の実情等を把握し、課題の整理を行い、真庭市における公共交通の目指すべき将来像と、その実現に向けた施策の方向性を共有した上で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく、地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」（以下、「交通計画」という。）の策定に向けた支援を行うものとする。

また、交通計画の策定と並行して地域公共交通利便増進計画の策定支援を行い、利便増進事業の実施による交通空白の解消及び持続可能な市民の移動確保を目的とする。

3. 地域並びに公共交通の概況

本市は、東西に約 30km、南北に約 50km、総面積は約 828 km²と広い市域に、鉄道（ＪＲ姫新線、7 駅）、民間路線バス（2 路線）、コミュニティバス（16 路線）、他行政との共同運行バス及び令和 6 年 4 月から運行を開始したオンデマンド乗合タクシーが運行しているが、高齢化の進展、運転免許証の自主返納、学生の移動手段の確保など日常生活における地域公共交通の役割はますます重要となっている。

加えて、市の財政の健全性にも配慮した持続可能な公共交通体系を実現することが喫緊の課題となっている。このような背景を前提に、地域の実情や住民ニーズを第一としながら、総合的な観点による本市らしい公共交通の実現をめざすものである。

4. 履行期間

契約の日から令和 8 年 3 月 19 日までとする。

5. 業務範囲

真庭市全域

6. 計画期間

5 年間（令和 8 年から令和 12 年）

7. 業務内容

国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」「地域公共交通計画のアップデートガイダンス Ver.1.0」を参考としつつ、本市における人口減少や運転手不足によるバス路線の縮退、地域ごとの特性、交通実態、利用者ニーズ、交通事業者の運営上の課題等や行政区域を超えた住民の生活圏を把握しながら、下記の業務を行うことを基本とする。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「再生法」という。）第 5 条に規定される以下の地域公共交通計画に定めなければいけない項目を漏れなく記載できるよう、必要な整理、とりまとめを行うこと。

なお、定めるよう努めるものとされている項目の記載についても積極的に提案し、実施すること。

本業務は、次の項目を実施し目的を達成することを想定しているが、業務内容は受注者の企画提案によるものとし、業務の目的達成に資する独自提案を受けるものとする。

(1) 地域公共交通計画

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 地域公共交通計画の区域
- ③ 地域公共交通計画の目標
- ④ 前項の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ⑤ 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ 各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し本市が必要と認める事項

(2) 地域公共交通利便増進実施計画

- ① 実施区域
- ② 事業の内容・実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容
- ④ 実施予定期間
- ⑤ 事業実施に必要な資金額・調達方法
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
- ⑨ その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

※その他に、再生法第2項第3号に掲げる事項（地域公共交通計画の目標）には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支、その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。

1) 計画準備

本業務の目的・趣旨を把握した上で、必要となる資料を収集し、合理的かつ効率的な作業を遂行するとともに質の高い成果を得るため、実施方針や実施体制、工程表など、必要な事項を整理した業務計画書を契約締結後速やかに作成する。

2) 本市の現況分析

本市の現況（社会状況、交通現状、観光の状況等）について把握し分析する。パーソントリップやクロスセクター、アクセシビリティ指標等に基づく整理となるよう努めること。人口等は現状のほか、将来見通しも含めて整理する。

【分析の例】

・パーソントリップ・人口動態

国勢調査、RESAS、道路交通センサス、各種ビッグデータ及び運行管理日報等を活用した現況の交通ニーズの把握や人口動態を考慮した将来のニーズ見通し

・地勢（等高線含む）

脱炭素につながる施策を検討するための EV 車両の導入シミュレーション

3) 上位計画及び関連計画等の整理（※）

交通計画改定に係る上位計画及び関連計画（総合計画、都市計画マスタープラン、地域再生計画、まちひとしごと創生総合戦略等）との関係を整理し、整合を図る。

（※）立地適正化計画（策定予定）とも整合を図るものとする。

4) 移動実態及び利用者ニーズの把握調査・分析

①市民アンケート結果の把握・分析

公共交通の利用実態や考え方を把握するために行った市民の動向調査の分析評価を行う。

※受託者には令和 6 年度実施の市民アンケート調査結果を提供する。

②ヒアリング調査

鉄道、バス、タクシー、スクールバス、交通空白地有償運送サービス等、公共交通運行事業者に対しヒアリング調査を実施する事により、市民や観光客の移動実態及びニーズを把握・整理する。また、隣接自治体へのヒアリング調査を実施し、広域での公共交通の利便性向上に向けた課題を把握・整理する。

※①及び②での調査実施結果、岡山県パーソントリップ等の既存資料を基に、市民の移動実態やニーズの整理を行う。また、上位関連計画に示す真庭市の将来像、施策を実現するうえで解決すべき問題の抽出を行い、地域公共交通計画に関する課題として整理する。

5) 基本方針及び目標、実施事業の検討

①地域公共交通計画

現状と課題、上位計画等を踏まえた基本方針及び目標の設定、必要となる実施事業について検討・見直しを行う。

②地域公共交通利便増進実施計画

地域公共交通計画の方向性検討の結果や分科会での議論を踏まえ示された、コミュニティバス等の再編対象となる路線において、オンデマンド交通など他の交通モードへの転換や車両サイズの検討を行う。

地域公共交通利便増進事業において見込まれる効果について、「定量的な効果（利用者数、経常収支率、市財政負担等）」と「利便性の向上及びその他の見込まれる効果」の算出を行う。

6) 地域公共交通会議等の開催支援

本業務に関連する公共交通会議等の協議案件に必要な資料（電子ファイル）を作成するとともに、会議への出席（助言・提言等含む）、会議報告書（議事録）を作成すること。

※開催回数は地域公共交通会議 3 回、分科会 3 回の計 6 回を想定。

※会議用の配布資料（紙）の印刷は業務に含まない。

7) パブリックコメント実施支援

①パブリックコメント実施に関する公表用資料の作成

- ②市民等から寄せられた意見の整理、回答案の作成
- ③地域公共交通計画（案）への反映

8. 業務の成果物

- (1) 真庭市地域公共交通計画
 - (2) 真庭市地域公共交通計画概要版（A4 サイズで 4～8 ページを想定）
 - (3) 真庭市地域公共交通利便増進実施計画
 - (4) 業務報告書
 - (5) 本業務において収集及び作成した資料
- ※全て電子データでの納品とし、ワード、エクセル、jpeg 等と PDF で保存したものを納品すること

9. 打合せ協議（対面もしくは WEB）

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間時、完了時に合わせて 7 回程度を予定しており、協議録の作成を行うものとする。なお、打合せ協議に係る受託者の旅費等経費は、当該業務委託料に含むものとする。

10. 守秘義務

- (1) 受注者は業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩もしくは目的外利用が認められまたそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

11. 個人情報の保護

受注者は、業務の処理にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏洩、滅失等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第 3 者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- (3) 受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

12. その他

- (1) 本調査により取得した全ての財産及び作成された成果物等の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (2) この仕様書は、作業の概要を示すものであり、本書に示していない事項についてもくらし安全課が業務上必要と認めた場合は、協議のうえ、その指示により実施するものとする。